

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第5号

選挙人名簿の登録を行う日を定めることについて

令和7年6月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおり定める。

令和7年5月21日提出

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 藤井章司

登録を行う日 令和7年6月2日